

## インドネシア政府によるジャワ・バリ等での活動制限の延長(内務大臣指示の発出)

令和3年5月19日(総21第54号)  
在デンパサール日本国総領事館

●5月17日、内務大臣は、ジャワ・バリ等30州が対象の社会活動制限を、31日まで延長する旨の大臣指示を発出しました。

※当館注: 管轄の各州は、引き続き、以下の通達が有効としています。

バリ州:3月22日付州知事通達第7号

( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100164603.pdf> )

西ヌサトゥンガラ州:2月17日付州知事指示第180/01号

( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100166716.pdf> )

東ヌサトゥンガラ州:3月22日付州知事通達

( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100166708.pdf> )

1. 5月17日、ティト内務大臣は、ジャワ島内全6州やバリ州等30州の一部の県・市で同日まで実施していた社会活動制限を、31日まで延長する旨の大臣指示を発出しました。

2. 本社会活動制限の対象地域は、以下の30州で、変更はありません。

ジャカルタ首都特別州、バンテン州、西ジャワ州、中部ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州、バリ州、アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州、リアウ州、リアウ諸島州、南スマトラ州、ジャンビ州、バンカ・ブリトゥン州、ブンクル州、ランブン州、北カリマンタン州、東カリマンタン州、南カリマンタン州、中部カリマンタン州、西カリマンタン州、北スラウエシ州、中部スラウエシ州、南東スラウエシ州、南スラウエシ州、東ヌサトゥンガラ州、西ヌサトゥンガラ州、西パプア州、パプア州

3. 今回の内務大臣指示では、断食月明け大祭(レバラン)後の新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、屋内型の有料公共施設や観光施設では抗原検査または GeNose 検査によるスクリーニングを実施し、感染ゾーンが「オレンジ」及び「赤」に分類されている区域では、公共施設や観光施設、公園での社会活動は禁止するとされました。それ以外には、活動制限の内容に変更はありません。5月17日まで実施されていた社会活動制限については、5月6日の当館お知らせ( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100185960.pdf> )をご参照ください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。